

政令第百八十九号

外国為替令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十二條の二第一項及び第二十四條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一條の五第一項第四号、第二項及び第三項中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同條に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二の規定により資本取引とみなされる取引についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	第二十條第一号又は第四号	第二十條の二第一号
	預金契約の締結（預金の受入れ	暗号資産の管理に関する契約の締結（顧客の暗号資産の管理
第一項第四号	第二十條第二号又は第四号	第二十條の二第二号

	金銭	暗号資産
第一項第五号	<p>第二十条第三号又は第四号</p> <p>対外支払手段又は債権その他の売 買契約</p> <p>法第二十二條の三に規定する両替 業務に係るもの</p>	<p>第二十条の二第三号</p> <p>暗号資産の売買若しくは他の暗 号資産との交換を内容とする契 約又はこれらの行為の媒介、取 次ぎ若しくは代理を引き受ける ことを内容とする契約</p> <p>これらの行為に係る暗号資産の 価額が十万円に相当する額以下 のもの（これらの行為を継続的 に又は反復して行うことを内容 とする契約に係るものを除 く。）</p>

第一項第八号

法第二十二條の三に規定する両替業務に係るもの

暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換を内容とするもの又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とするもの

第十四条第四号中「この条」を「この項」に改め、同条第五号中「行う」の下に「債務の」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての前項の規定の適用については、同項中「債権の発生等に係る取引」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引」と、「係る債権」とあるのは「係る暗号資産の移転を求める権利」と、同項第一号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の全部」と、同項第二号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債務の全額」とあるのは「暗号資産を移転する義務の全部」と、同項第三号中「債務」とあるのは「債務（暗号資産を移転する義務を含む。第五号において同

じ。）」と、同項第四号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権又は債務の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利又は暗号資産を移転する義務の全部」とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 暗号資産交換業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。）が、この政令の施行前に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定の例により同項第一号に掲げる事項の確認を行い、かつ、当該確認に係る記録を作成してこれを保存している場合には、当該確認を外国為替及び外国貿易法第十八条第一項に規定する本人確認と、当該記録を同法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなして、この政令による改正後の外国為替令第十一条の五の規定を適用する。

外国為替令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号) 1

改正案	現行
<p>（資本取引に係る契約締結等行為）</p> <p>第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三條の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 法第二十二條第二号又は第四号に規定する金銭の貸借契約（銀行等その他の金融機関等（法第二十二條の二第一項に規定する銀行等その他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が金銭の貸付けを行うことを内容とするものに限る。）の締結</p> <p>五 十 （略）</p> <p>2 前項に規定する「本人確認済みの顧客等との間の行為」とは、次に掲げる場合における顧客等との間の行為であつて、銀行等その他の金融機関等（第三号から第六号までに掲げる場合には、これらの号に規定する他の銀行等その他の金融機関等を含む。）が財務省令</p>	<p>（資本取引に係る契約締結等行為）</p> <p>第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三條の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 法第二十二條第二号又は第四号に規定する金銭の貸借契約（銀行等その他の金融機関（法第二十二條の二第一項に規定する銀行等その他の金融機関をいう。以下この条において同じ。）が金銭の貸付けを行うことを内容とするものに限る。）の締結</p> <p>五 十 （略）</p> <p>2 前項に規定する「本人確認済みの顧客等との間の行為」とは、次に掲げる場合における顧客等との間の行為であつて、銀行等その他の金融機関（第三号から第六号までに掲げる場合には、これらの号に規定する他の銀行等その他の金融機関を含む。）が財務省令で定</p>

で定める方法により顧客等について既に本人確認を行
つていることを確認した行為をいう。

一 当該銀行等その他の金融機関等が顧客等について
既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認に
ついて本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定
する本人確認記録をいう。以下この項において同じ
。）を保存している場合

二 当該銀行等その他の金融機関等が第七条の三に掲
げるもの（同条第三号に掲げるものを除く。以下こ
の項において同じ。）と既に行為を行つたことがあ
り、その際に法第二十二条の二第二項の規定により
準用される法第十八条第三項の規定により顧客等と
みなされる自然人について本人確認を行っており、
かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存し
ている場合

三 当該銀行等その他の金融機関等が他の銀行等その
他の金融機関等に委託して前項に規定する行為を行
う場合において、当該他の銀行等その他の金融機関
等が顧客等について既に本人確認を行っており、か
つ、当該本人確認について本人確認記録を保存して
いる場合

四 当該銀行等その他の金融機関等が他の銀行等その
他の金融機関等に委託して前項に規定する行為を行
う場合において、当該他の銀行等その他の金融機関
等が第七条の三に掲げるものと既に行為を行つたこ
とがあり、その際に法第二十二条の二第二項の規定
により準用される法第十八条第三項の規定により顧
客等とみなされる自然人について本人確認を行つて

める方法により顧客等について既に本人確認を行つて
いることを確認した行為をいう。

一 当該銀行等その他の金融機関が顧客等について既
に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認につ
いて本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定す
る本人確認記録をいう。以下この項において同じ。
。）を保存している場合

二 当該銀行等その他の金融機関が第七条の三に掲
げるもの（同条第三号に掲げるものを除く。以下こ
の項において同じ。）と既に行為を行つたことがあ
り、その際に法第二十二条の二第二項の規定により準
用される法第十八条第三項の規定により顧客等とみ
なされる自然人について本人確認を行っており、か
つ、当該本人確認について本人確認記録を保存して
いる場合

三 当該銀行等その他の金融機関が他の銀行等その他
の金融機関等に委託して前項に規定する行為を行
う場合において、当該他の銀行等その他の金融機関が顧
客等について既に本人確認を行っており、かつ、当
該本人確認について本人確認記録を保存している場
合

四 当該銀行等その他の金融機関が他の銀行等その他
の金融機関等に委託して前項に規定する行為を行
う場合において、当該他の銀行等その他の金融機関が第
七条の三に掲げるものと既に行為を行つたことがあ
り、その際に法第二十二条の二第二項の規定により
準用される法第十八条第三項の規定により顧客等と
みなされる自然人について本人確認を行つており、

おり、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

3 五 当該銀行等その他の金融機関等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の銀行等その他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該銀行等その他の金融機関等が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該銀行等その他の金融機関等に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関等が当該本人確認記録を保存している場合

3 銀行等その他の金融機関等が第一項第二号又は第三号に掲げる行為を行う場合において、信託契約の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託契約の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託契約の受益者の信託契約の利益を受ける権利に停止条件若しくは期限が付されているときは、銀行

かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

3 五 当該銀行等その他の金融機関が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の銀行等その他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該銀行等その他の金融機関が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該銀行等その他の金融機関等に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関が当該本人確認記録を保存している場合

3 六 当該銀行等その他の金融機関が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の銀行等その他の金融機関の事業を承継する場合において、当該銀行等その他の金融機関が第七条の三に掲げるものと既に行を行ったことがあり、その際に法第二十条の二第二項の規定により準用される法第十八条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該銀行等その他の金融機関に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関が当該本人確認記録を保存している場合

3 銀行等その他の金融機関が第一項第二号又は第三号に掲げる行為を行う場合において、信託契約の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託契約の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託契約の受益者の信託契約の利益を受ける権利に停止条件若しくは期限が付されているときは、銀行等

4

等その他の金融機関等が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に、当該受益者について同号に掲げる信託契約の受益者の指定がなされたものとみなして同号の規定を適用する。

4 法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	第二十条第一号又は第四号	預金契約の締結（預金の受入れ）	暗号資産の管理に関する契約の締結（顧客の暗号資産の管理）
第一項第四号	第二十条第二号又は第四号	金銭	暗号資産
第一項第五号	第二十条第三号又は第四号	対外支払手段又は債権その他の売買	暗号資産の売買若しくは他の暗

その他の金融機関が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に、当該受益者について同号に掲げる信託契約の受益者の指定がなされたものとみなして同号の規定を適用する。

（新設）

<p>第一項第八号</p>	
<p>法第二十二條の三に規定する両替業務に係るもの</p>	<p>法第二十二條の三に規定する両替業務に係るもの</p>
<p>暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換を内容とするもの又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代</p>	<p>これらの行為に係る暗号資産の価額が十万円に相当する額以下のもの（これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。）</p>
	<p>号資産との交換を内容とする契約又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とする契約</p>

「移転を求め権利の発生、変更又は消滅に係る取引」と、「係る債権」とあるのは「係る暗号資産の移転を求め権利」と、同項第一号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求め権利の全額」と、同項第二号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債務の全額」とあるのは「暗号資産を移転する義務の全額」と、同項第三号中「債務」とあるのは「債務（暗号資産を移転する義務を含む。第五号において同じ。）」と、同項第四号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権又は債務の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求め権利又は暗号資産を移転する義務の全額」とする。